

一般社団法人 横須賀三浦建設協会職員服務規則

(目 的)

第1条 この規則は、本協会に勤務する職員の服務について必要なことを定める。

(法令等の遵守)

第2条 職員は、その職務遂行に当たり、法令・定款及び規則等に従い、且つ上司の職務上の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第3条 職員は、職務上知り得た個人情報等の秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(従事制限)

第4条 職員は、特に理事長の承認を得た場合を除き、他の職業に就き、或いは自ら事業を営むことは出来ない。

(勤務時間)

第5条 勤務時間及び休憩時間は、次の通りとする。

始業時刻	午前9時
休憩時刻	正午～午後1時
終業時刻	午後5時

(休 日)

第6条 休日は、次の通りとする。

- 1、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律によって規定する休日。
- 2、年末年始及び夏季の休日は、別途定める。

(時間外及び休日の勤務)

第7条 勤務の都合により必要ある場合は、時間外または休日に勤務を命じることが出来る。なお、休日出勤した場合は、振替休日を与えることが出来る。

(出勤・退社時刻の管理)

第8条 職員の出勤退社に際しては、自らタイムレコーダにより、当該時刻をタイムカードに刻印する。

(遅刻・早退の取扱い)

第9条 職員は、疾病その他の事由により定められた出勤時刻に出勤できない時、または早退しようとするときは、事前に上司の許可を得なくてはならない。

(年次有給休暇)

第10条 職員が年次有給休暇を受けようとする場合は、事前に届け出なければならない。緊急やむを得ない等の理由により、年次有給休暇を得ようとする場合は、電話等により速やかに上司の許可を得なければならない。

(欠勤の取り扱い)

第11条 年次有給休暇がなくなったときは欠勤とし、欠勤日数に応じて給与を減給する。

2 職員は、欠勤するときは、事前に上司に届け出なければならない。

3 病気欠勤の場合、継続実働7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。診断書の療養期間が満了しても、なお出勤できないときも、また同様とする。尚、有給休暇を優先的に使用するものとする。

(休暇の種類)

第12条 この規則において休暇とは、次に掲げるものをいう。

(1) 年次有給休暇

(2) 特別有給休暇

(3) 災害有給休暇

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、職員の勤務年数に応じて下表の通りとし、毎年1月から12月の1ヶ年間とする。

勤続年数	休暇日数	勤続年数	休暇日数
1年	6日	6年	12日
2年	7日	7年	14日
3年	8日	8年	16日
4年	9日	9年	18日
5年	10日	10年以上	20日

2 勤続1年未満の場合は、月割り計算により有給休暇を与える。

3 1年を越えて残存する有給休暇日数は、次年に限り繰越すことができる。ただし、繰越日数は、最大20日間とする。

(特別有給休暇)

第14条 職員は、次の各号に掲げる場合は、それぞれの場合について定める期間特別有給休暇を受けることができる。

(1) 結婚 イ 本人の場合 7日

ロ 子女の場合 3日

(2) 出産 産前産後各6週間

(3) 忌引 イ 配偶者の場合 7日

ロ 父母、義父母、子女及び養子女の場合 7日

ハ 兄弟、姉妹及び配偶者の父母 3日

ニ 祖父母 3日

ホ 義兄弟、姉妹 2日

(4) 前各号の休暇を受けようとする場合は、予めその旨を届け出なければならない。

(災害有給休暇)

第15条 職員が天災事変、その他これに類する災害にかかり、理事長が特に必要と認めた場合は、必要日数の休暇を与える。

(懲戒)

第16条 職員が、次の各号の一に該当した場合には、戒告、減給、停職免職の処分をすることが出来る。

- (1) 定款、規則、その他遵守すべき事項に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
- (3) 職員として相応しくない非行のあった場合

(懲戒の手續)

第17条 戒告、減給、停職、免職の処分は、その旨を記した書面を理事長が該当職員に交付して行わなければならない。

(戒告)

第18条 戒告は、始末書を提出せしめ、将来を戒める。

(減給)

第19条 減給は、戒告のうえ、6ヶ月以下の期間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職)

第20条 停職は、戒告の上、6ヶ月以内その職を保有するか職務に従事せしめず当該期間中、いかなる給与も支給されない。

(免職)

第21条 免職は、次の各号の一に該当するときは、職員を免ずるものとする。

- (1) 精神または身体の故障により業務に耐えられない場合
但し、勤務上の傷病に基づく場合は、この限りではない。
 - (2) 勤務成績または能率が不良で、就業に適さないと認められた場合
 - (3) 故意に協会業務を妨げ、大きな支障または事故を引き起こした場合
 - (4) 故意に協会の設備装置、器具、備品等を損壊したとき
 - (5) 協会の財産または他人の私物を盗んだとき
 - (6) 無断欠勤が引き続き10日または1ヶ月において14日以上に及んだとき
 - (7) 刑法その他法令に違反する罰を犯し、免職が適当と認められたとき
 - (8) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段によって雇用されたとき
 - (9) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となったとき
 - (10) その他前各号に準ずる行為があったとき
- 2 前1項の(1)(2)(9)に該当する場合は、30日前に予告するかまたは労働基準法第12条に定める平均賃金の30日分を支給する。
または、予告日数が30日に満たない場合は、その不足日数分の平均賃金を

支給するものとする。

(退 職)

第22条 職員が次の各号に該当するときは、退職とする。

- (1) 自己都合により退職を願い出て、理事長が承認したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 停職期間が満了したとき
- (4) 定年に達したとき

2 前項(1)(3)の各号に該当するときは、少なくとも2週間前までにその事由を記した退職願を理事長に提出しなければならない。

(事務職員の定年)

第23条 事務職員の定年は60歳とする。ただし、60歳に到達した者が引き続き勤務を希望した場合、65歳まで延長することができる。

(事務局長の定年)

第24条 事務局長の定年は65歳とする。ただし、理事長が、業務上必要と認めた場合、理事会の承認を得て、70歳まで延長することができる。

(付 則)

この規則は、昭和50年4月1日より施行する。

(付 則)

この規則は、昭和54年8月3日より施行する。

(付 則)

この規則は、平成3年6月17日より施行する。

(付 則)

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

(付 則)

この規則は、平成20年10月1日より施行する。